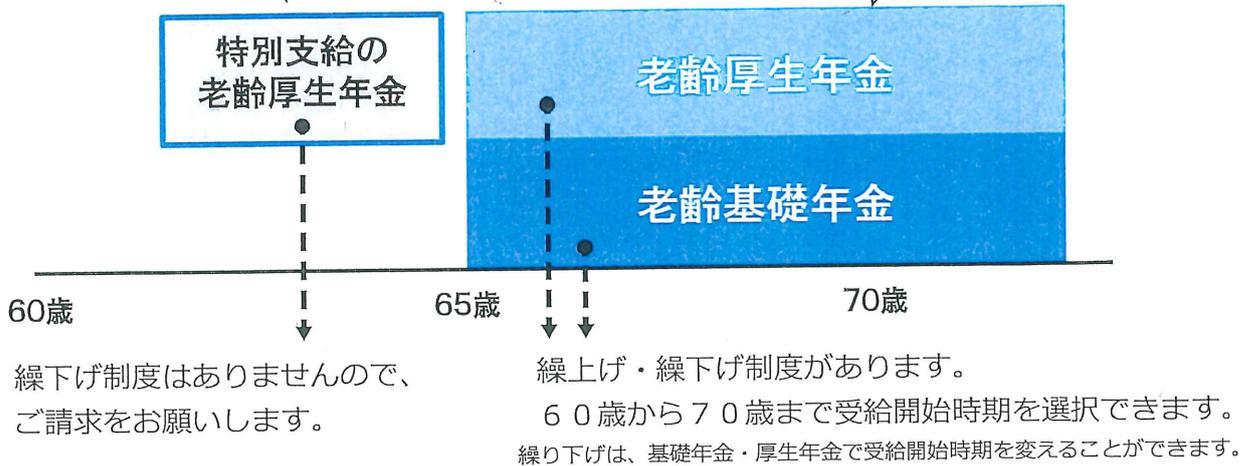


年金のしくみ

厚生年金の加入期間が1年以上ある方が受けとれます。

男性は昭和36年4月1日生まれまで、
女性は昭和41年4月1日生まれまでの特例

保険料納付済期間と
保険料免除期間の合計が
10年以上ある方が
受けとれます。



ご注意ください

老齢厚生年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「加給年金」は支給されません。

※「加給年金」は、老齢厚生年金の受給権者が65歳未満の配偶者の生計を維持している場合に、老齢厚生年金に加算されるもの。

老齢基礎年金を繰り下げの場合、繰り下げ期間中は「振替加算」は支給されません。

※「振替加算」は、上記の加給年金の支給にかかる配偶者が65歳になって以降、当該配偶者の老齢基礎年金に加給年金から振り替えられる加算。昭和40年度以前に生まれた者のみを対象とした経過的な給付。

このほか、低年金者に支給される年金生活者支援給付金、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金に影響があります。

あなたの年金 簡単便利な ねんきんネットで！

- ◆ 老後の生活設計を考えてみませんか？
- ◆ 繰下げ額など、さまざまな条件に応じて年金見込み額を試算できます。

ねんきんネット

検索